

公認サークル活動 活動指針3（ステージ1）における段階的活動状況と対面活動条件 **5月9日適用**

活動状況	活動可能な施設の活動条件（学内施設・認められた学外施設） 感染拡大状況などに応じ、内容は更新いたします		
ステージ	屋外（グラウンド、テニスコート等）※1	屋内（体育施設）※1	室内（講義室・実習室・更衣室・部室等）※1
ステージ1 東京家政大学・新型コロナウイルス感染症拡大防止活動指針3 ※課外活動の対面活動可能期間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能時間：月～土は7:00～21:00 日・祝・長期休暇は7:00～20:00 ・同時に活動する人数：対人距離2m確保できる人数まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能時間：月～土は7:00～21:00 日・祝・長期休暇は7:00～20:00 ・同時に活動する人数：収容人数の50%以下 ・活動中は常に換気、または定期的な換気を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能時間：月～土7:00～21:00（講義室は授業終了以降） 日・祝・長期休暇は7:00～20:00 ・同時に活動する人数：収容人数の50%以下 ・部室・更衣室等は対人距離2m確保できる人数を上限とし交代で利用 ・調理を行う施設は、原則使用禁止 ・活動中は常に換気、または定期的な換気を行う
	活動時共通事項	<p>【基本条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動時間は平日2時間、日・祝・長期休暇3時間を限度とする。活動終了後は速やかに帰宅すること。 ・密集・密接・密閉の3密を避けた行動を徹底する。 ・手洗い・手指の消毒を常に励行し、机・共有の用具等は使用前後に消毒を行う。 ・活動時には不織布マスクを着用すること※2（マスクを着用したままできない運動は避ける） ・認められた感染対策係の監督下での活動であること。 ・参加者の体調を把握し、体調のすぐれない学生は活動に参加させないなどの管理や指導を徹底する。 ・活動への参加は強制的でなく、個人の意思や事情を尊重し、配慮すること。 ・参加者は、活動参加について保証人（保護者）の同意を得ていること。 ・接触が考えられる活動（ゲーム形式など）をおこなう場合、マスクを必ず着用し※2時間制限を設けて実施すること。 <p>【学外者の入構・学外との交流・大会および遠征について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外参加者の入構を認める。（同時に活動する人数を超えない範囲） > 「課外活動届」に概要を記載すること ・他大や学外者との交流のある活動を認める。 > 「課外活動届」に概要を記載すること ・大会・公演・ボランティアなどの催物への参加については別途検討とする。 ・宿泊を伴う活動・遠征は当面禁止を継続する。 <p>【飲食について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動時は、給水を除き飲食は不可とする。 ・大会などの催物において、時間帯により飲食の必要がある場合は事前に申し出ること。申し出のない活動については、給水以外の飲食は不可とする。 > 飲食が承認された場合でも、対面にならない位置で対人距離2m確保し、会話を控えかつ短時間で済ませること。 ・活動時だけでなく、移動中・帰宅時についても複数での飲食を伴う休憩・会食は禁止とする。 <p>【学外施設について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学外施設での活動を希望する場合は施設の感染対策について学生支援課に資料を提出し、承認を得ること。 <div data-bbox="1637 432 2159 592" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※1 定期借用(体育施設・講義室等)での施設利用を許可する。 定期借用の期間外や定期借用していない施設を使用する場合は「借用願」にて申請を行うこと。</p> </div> <div data-bbox="1637 619 2159 863" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※2 マスクを着用しての活動は身体への負荷が著しく大きくなりやすいため、無理のないように負荷を下げたり、こまめに休憩を取るなど配慮する。また休憩時には2m以上の十分な距離を取り、マスクを外しての休憩を推奨する。 注) 息苦しさがなく、呼吸が楽な場合はマスク着用のまま休憩。 マスクを外している間は会話をしないこと。</p> </div>	
学生に必要な準備・申請等	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に活動を再開することについて顧問の承認を得る。 ・参加者は、活動参加について事前に保証人（保護者）の同意を得る。 ・「活動確認書」の内容について理解・対応し、活動確認書と参加者名簿を作成・提出。 ・活動の度に「課外活動届」を作成・提出し、内容について承認・指導を受ける。 ・活動が認められた場合、活動日に配布される「課外活動用 感染対策係チェックリスト」「活動参加出欠表」に必要事項を記入し提出。 ・通常の活動でなく催物としての活動については、事前に事務担当者に確認し、申請可能なものは「催物届」「催物参加者名簿」を作成・提出。 <p>◆感染対策係設置に係る追加措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動に参加する部員全員が新型コロナウイルス感染症に関する動画と資料を必ず確認し、確認テストに合格すること。 ・参加者の中から感染対策係（最大2名）を選出し、学生支援課の指示に従い、認定のための面談を受けること。 		

※ 感染防止のための対策は活動時だけでなく、自宅 ⇄ 活動場所 においては常に心掛け、場面が変わる際の感染リスクにも十分注意する。
 ※ 活動時は熱中症には十分に注意し、こまめな水分補給や休憩の時間をもうけること。